

五島市リモートワーク活用型関係人口創出業務に係る  
プロポーザル実施要領

1. 事業目的

リモートワーク等の普及により働き方や暮らし方が見直され、地方への転職なき移住への関心が高まっており、移住定住へのステップとして関係人口の創出が重要性を増している。

そこで、リモートワークを活用した関係人口創出により来訪者及び五島市民の双方が利益を享受し、良質な関係人口が継続することを目的とすると共に五島市内での事業創造に繋がるコンテンツを含んだワーケーションプランの企画開発、受入態勢の構築により滞在型観光の促進を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務名

五島市リモートワーク活用型関係人口創出業務

(2) 業務内容

①リモートワークを活用した良質な関係人口創出のための事業の実施

- イ 参加者の募集告知等企画運営に関する一切の経費を委託金額に含むこと。  
ただし、参加者の交通費に対する助成は委託業務経費には含まないこと。
- ロ 委託金額以上の経済効果を生み出すこと。
- ハ 参加者を50名程度誘客し、参加者の平均宿泊数が3泊以上になるような仕組みを構築すること。
- ニ 関係人口創出により来訪者及び五島市民の双方が利益を享受できる仕組みを構築すること。
- ホ 五島市内での事業創造に繋がるコンテンツを企画提案すること
- ヘ 地域密着型のコンシェルジュ窓口を備えた受入態勢を構築し、参加者の満足度向上を図ること。
- ト 参加者に対して参加前後のアンケートを実施、分析すること。

②情報発信

- イ 五島市観光サイト「島たび」内ワーケーション特集サイト（以下「サイト」という。）の内容を更新すること。
- ロ 上記①の事業参加者の感想記事を5本以上制作し、サイトに掲載すること。
- ハ 令和4年度に五島市が制作したワーケーションMAPの情報を更新し、データを納品すること。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

(4) 契約の相手方の選定方法

- ①公募型プロポーザル方式により選定する。
- ②提出された企画提案を基にプレゼンテーション審査をする。
- ③審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

#### (5) 委託料

上限 8, 120 千円とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は契約額等を示すものではない。

### 3. 提案内容

リモートワークを活用した良質な関係人口創出のため、2-（2）業務内容に基づき以下の点についてそれぞれ提案すること。

- (1) 事業全体の考え方、全体スケジュール及び実施スキーム
- (2) 実施事業の内容及び集客方法
- (3) 来訪者及び五島市民の双方が利益を享受できる仕組み
- (4) 五島市内での事業創造に繋がるコンテンツ
- (5) 継続性のある良質な関係人口を生み出す仕組み
- (6) 地域密着型のコンシェルジュ窓口を備えた受入態勢

### 4. 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをした者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをした者でないこと。
- (4) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）及び五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号）に基づく措置を現に受けている者でないこと。

### 5. 質問書の受付及び回答

企画提案等に関する質問は、次により行うものとする。

- (1) 提出方法 質問書（様式1）を持参・郵送または電子メールにより受け付ける。  
電子メールの場合は、必ず電話で送信の旨を連絡すること。
- (2) 質問書の受付期限 令和5年4月12日（水）午後5時必着
- (3) 回答方法 五島市HPへ掲載する。質疑内容によっては、回答を控える場合もあ

る。

## 6. 参加申込書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は参加申込書（様式2）を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年4月19日（水）午後5時（必着）まで

### (2) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る）又は持参

### (3) 提出書類 各1部

①参加申込書（様式2）

②会社概要の分かるパンフレット等（既存のもので可）

## 7. 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和5年4月28日（金）午後5時（必着）まで

### (2) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る）又は持参

### (3) 提出書類 各6部（正本1部、副本5部。A4サイズに統一）

①企画提案書（様式3）

②提案書類（任意様式）

③実施スケジュール（任意様式）

④企画提案者に関する調書（様式4）

⑤見積書（任意様式：内訳を記載し、実施スケジュールと連動した形で必要経費を確認できるもの）

⑥定款（押印のあるもの）

⑦履歴事項全部証明書（原本）

⑧直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）

⑨直近の事業報告書、貸借対照表（NPO等の場合）

## 8. プロポーザル審査実施スケジュール

	項目	期限等
1	公募開始	令和5年4月5日（水）
2	質問書の受付	令和5年4月12日（水）午後5時（必着）
3	質問書への回答	令和5年4月14日（金）以降 五島市HPへ掲載
4	参加申込書の提出	令和5年4月19日（水）午後5時（必着）
5	企画提案書等の提出	令和5年4月28日（金）午後5時（必着）
6	プレゼンテーション	令和5年5月8日（月）予定（テレビ会議予定）

7	審査結果通知	令和5年5月9日（火）以降
8	契約手続き	令和5年5月10日（水）以降

## 9. 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行う。

### (1) 選定方法

企画提案内容について、審査基準に沿って、審査員が評価、採点を行い、順位1位を多く獲得した者を委託候補者とする。順位1位が同数の場合はそれらの者のうち順位2位を最も多く付けた参加者を委託候補者とする。

提案者が1社のみの場合は、各審査員の評価点の合計が60点以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60点未満の場合には、再度公募を行う。

### (2) プレゼンテーションの実施

#### ①実施日 令和5年5月8日（月）予定

※詳細な日時については、応募状況により変動する可能性がある。募集締め切り後に提案者に対し、別途時間を連絡する。

テレビ会議（ZOOM）を使ったプレゼンテーションを予定。

#### ②時間配分 20分程度（プレゼンテーション10分、質疑10分）

#### ③審査基準（配点）

イ 実施体制（スケジュールの合理性・取組体制）	10点
ロ 実績評価（類似する業務の実績）	20点
ハ 提案内容	
・事業趣旨に沿った提案であるか	20点
・事業の内容は魅力的か	20点
・集客方法に関する具体的な提案があるか	20点
ニ 費用対効果（見積金額の妥当性）	10点

## 10. 審査結果

審査結果は、全ての参加者に通知文書を発送する。選定に関する異議・質問等は一切受付けない。

## 11. 委託契約

審査により最優秀提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

### (1) 契約期間 契約締結日から令和6年2月29日まで

### (2) 契約にあたっての主な留意事項

①契約にあたっては、契約書を2部作成し、各1通を保有する。

②提案された提案内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約する。(別添提案仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。)

③業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

## 12. その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

(2) 企画提案書提出は、1社1提案とする。

(3) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。

(4) 本審査に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(5) 提出された提案書等は返却しない。

(6) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は失格とする。

(7) 業務の内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、協議・調整のうえ決定する。

(8) 五島市が本審査に関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を使用又は公表することができるものとする。

## 13. 連絡先

本件に関する書類の提出先及び質問先

「五島市地域振興部 地域協働課 移住定住促進班」

〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1

電 話 0959-76-3070

メール ui-turn@city.goto.nagasaki.jp